

添付書類一覧表

この扶養調査は、調査票に被保険者が記載した内容と所得証明書の内容と添付書類の整合性を確認するため、全ての収入を書面で証明できるよう添付書類を整えてください。

年齢による状況	18歳未満	18歳以上					
		無収入	給与収入		年金収入	その他の収入	
前年（1月～12月）から 現在にかけての状況	卒業年度の年3月までにの高校者	今いりる年3月までの高校者	が前年以前の現年3月までの高校者	退職年現在までの高校者	現前年現在までの高校者	続収入し得るが証明書のあり書き	前年が現に在るについた他の
添付書類							
1. 住民票謄本（原本）（注1） 扶養外も含む世帯全員が記載されているもの	<input type="radio"/>						
2. 学生証等（写）（注2） ※18歳未満の就学した者 18歳以上で別居の場合	<input type="radio"/>						
3 送金証明（写）（注3） ※別居している場合	<input type="radio"/>						
4. 被保険者と調査対象者の郵便物（写） ※住民票住所は異なるが、住所が同じ場合	<input type="radio"/>						
5. 調査対象者の所得証明書（原本）または、 住民税決定通知（写）（注4）		<input type="radio"/>					
6. 前年の源泉徴収票（写） (注5)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
7. 各年金の改定通知書 (写) (注6)					<input type="radio"/>		
8. 直近の確定申告書と附表 すべての（写）（注7）						<input type="radio"/>	
9. 住民税申告書または、前年の 支払調書（写）（注8）						<input type="radio"/>	

年齢による状況	18歳未満	18歳以上					
		無収入	給与収入		年金収入	その他の収入	
前年（1月～12月）から 現在にかけての状況	卒業年度の年3月までにの高者校		てが前いあ年るり以前現より在りも給継与続収し入	退前職年しゝ現在までに	現年前在金年もを又継受は続給そまししれにてて以いお前るりよ	続收所し入得そが証のあ明取り書入現にが在そあものる継他	收前入年がく無現在ににつそたの他

添付書類

10. 傷病手当金・失業給付等 給与を補完するものの支 給通知書（写）（注9）						○	○
11. 退職した年の源泉徴収票 (写) (注10)				○			
12. 退職証明書（写し）または、 退職したことが公的に証明さ れたもの（写）（注11）				○			
13. 税務署の廃業証明書 (写) (注12)							○
14. その他の収入が無くな ったとわかるもの（写）							○
15. ①右記に記載する状況である 場合、その被扶養者ではない 親族の所得証明書 ②上記①に収入がある場 合、収入に応じた上記 の5～14の「必要書類」	被保険者と同居する（単身赴任も含む）配偶者・子以外の被扶養者が おり、且つ、同居する被扶養者ではない父母・祖父母・兄弟姉妹・甥 姪等の親族（ただし、18歳以上で後期高齢者者は除く）がいる。						
16. 申立書（注13）	必要書類がやむをえない事情により提出できない場合に添付						

※他の収入とは、「給与収入や、公的年金収入以外のすべての収入」のこと

収入と みなさないもの	一時所得	収入が一時所得と当組合がみなしたのであれば、収入限度額を超えていても、被扶養 者として認められる場合あり 例　・株式譲渡　・遺産相続　・生命保険の一時金　他
収入と みなすもの	上記以外	例　・自営業　・農業　・漁業　・生命保険の年金　・配当金 ・不動産収入　・傷病手当金　・出産手当金　・障害手当金　他

- (注1)　・原本添付（発行3ヶ月以内のもの）
- ・「現住所」「続柄」「世帯全員の住民票の原本と相違ない」が記載されたものを添付
(被保険者が単身赴任で、被保険者のみ住民登録が異なる場合は、被保険者の住民票は不要)

- (注2) ・在学証明書は発行3ヶ月以内のもの、その他（就学していることがわかるもの）を添付
・公的機関に設置認可されている学校に通っている者に限る
- (注3) ・毎月送金のみ可
・金融機関を通し「送金人・受取人・送金額・送金日」の記載があるもの（直近6ヶ月以上分）
・被保険者の単身赴任及び対象者の進学による別居の場合は不要
- (注4) ・市区町村が発行した所得証明書 原本添付（発行3ヶ月以内のもの）
（収入金額の表示があれば課税非課税証明書でも可）
・市区町村が発行した住民税決定通知（発行3ヶ月以内のもの）
- (注5) ・60歳未満は収入総額108,333円/月（60歳以上又は障害者は収入総額149,999円/月）
を超えるものは、不認定
・60歳未満のうち、平成15年1月1日生～平成18年12月31日生の場合は収入総額124,999/月
を超えるものは、不認定
・給与収入の場合、前年の収入額＝源泉徴収票の支払金額になるように整える
(今年の1月以降に就労した場合は不要)
- (注6) ・非課税対象の年金もすべて提出
- (注7) ・青色申告の場合は、決算申告のすべて提出
・単年の一時所得の場合も、一時所得の判断の為、要提出
(今年1月以降に新たに発生した場合は不要)
- (注8) ・添付書類8「直近の確定申告書と附表」を添付している場合は不要
- (注9) ・受給している場合のみ添付
- (注10) ・就労していた事業所すべてを提出
・退職日が記載又は摘要欄に退職分の記載があるもの
- (注11) ・雇用期間、雇用保険の有無、退職年度（1～12月）の収入額が表記されたもの
・添付書類11「退職した年の源泉徴収票」を添付している場合は不要
- (注12) ・事業を廃業した場合のみ添付（税務署の受付印のあるものに限る）
- (注13) ・申立日、被保険者等記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、続柄、申し立ての理由・状況を
時系列順に詳しく記入すること